平成２４年（フ）第２０３号
青森市妙見２丁目７番１号
破産者　有限会社ティーグル
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１２号
秋田市雄和田草川字山崎山33番地６
破産者　アバンウェーブ協和店こと　西舘　直樹
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６１号
静岡県富士市松岡247番地の５
破産者　有限会社長倉樹脂工業所
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第４９８号
静岡県浜松市中区富塚町600番地の146
破産者　有限会社かわばた
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１１２８号
京都市山科区勧修寺東堂田町97番地
破産者　株式会社タカリキ工業
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５０４号
岡山市中区米田23番地３アルモニー東岡山202号、開始決定時の住所岡山市中区下228番地11
破産者　伊藤　孝次
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０２号
福岡県京都郡苅田町神田町１丁目２番地の６
破産者　株式会社エキスプレス
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１３４号
長野県岡谷市長地源２―４―24、開始決定時の住所長野市大字徳間3036番地　フレグランスフジサワ101
破産者　小宮山知香
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４６号
秋田県由利本荘市二番堰162番地３　第二本荘アパート210号室
破産者　加藤　　勝
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第５８０号
新潟市秋葉区新保1492番地１　サニー・ガーデン・コート201号室、住民票上の住所新潟県五泉市山崎1714番地６
破産者　加藤　祐介
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４０号
札幌市北区新川６条16丁目２番１―1203号
破産者　吉岡　敦子
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５２９号
北海道石狩市花川南７条３丁目266番地
破産者　今里　貞一
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８４１号
札幌市豊平区豊平８条12丁目１番５―401号
破産者　木村　智明
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２４号
札幌市東区北23条東12丁目３番15―302号
破産者　上田　雅代
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４３号
青森県平川市新山村元105番地、住民票上の住所青森県弘前市大字新里字上樋田６番地11
破産者　長清燃料又は長清燃料有限会社こと　清藤　　太
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１６６４号
さいたま市北区宮原町２丁目８番地５　第３嶋村マンション301号、旧住所広島市安佐北区落合南２丁目47番20号
破産者　花田　幸治
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７３２号
埼玉県川口市戸塚２丁目５番15号　グリーンハイツ203号
破産者　麻田　　元
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
千葉県東金市田間968番地19
破産者　浅野　良美
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１９４号
山梨県甲府市国母２丁目３番34号
破産者　深澤　邦彦
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係